

No.413

研究所通信



●ホームページアドレス <http://blhrrri.org>

たくさんの人に見送られて… 松本 龍さんお別れ会



10月16日、ホテルオークラ福岡で、7月21日にご逝去された松本龍さんのお別れの会がご家族の主催でしめやかに行われました。

松本さんは「部落解放の父」と呼ばれた松本治一郎初代参議院副議長を祖父に持ち、ご自身も衆議院議員を連続7期、民主党政権下で環境大臣兼防災担当大臣を務められました。また、部落解放同盟中央執行副委員長としてもご活躍いただきました。

当日は県内外から多くの方々が参列し、ご逝去を惜しみつつ、“龍さん”との思い出を語り合いました。

心よりご冥福をお祈りいたします。

もくじ

研究所50周年を迎えて/大野町子さん(弁護士)・2	第33回人権啓発研究集会案内……………10
大賀正行連続学習会開催中……………4	大相撲の「女人禁制」を考えるシンポジウム報告・11
韓国における文解(識字)教育のいま……………5	新人紹介ほか……………12
第1回モニタリング団体ネットワーク会議・	映画『愛と法』が教えてくれること……………13
西夏・高野山・企業啓発講座開催報告……………6	集会ふれあい記 第10回米子編……………14
高野山フィールドワーク同行記……………8	参加者募集/事務局便り……………15
解放大学&東京講座開講 新助言者紹介……………9	

部落解放・人権研究所創立50周年を迎えて —部落差別解消推進法を活かす—

弁護士、元部落解放・人権研究所副理事長

大野 町子



部落解放・人権研究所は、今年で創立50周年の節目をむかえました。この間の差別の解消と人権の回復というまことに密度の濃い闘達な運動の連続をみると、まるであつという間のような気がします。

私が研究所の理事を務めたのは、1993年から2013年の約20年間でした。自分でもよく頑張ったという気がします。やりがいがあったからです。当時友永健三さんが研究所の所長をしておられ、世界人権宣言大阪連絡会事務局長、反差別国際運動 (IMADR) 事務局次長などにも携わり、強いリーダーシップのもとに幅広い活動を展開されていました。そのお陰で、私も差別や人権を直接体感する機会に恵まれたと思います。

私が最初に研究所に関わったのは、大阪地方裁判所に提訴された、いわゆる「私学訴訟」がきっかけです。訴訟の正式な名称は「私立高等学校超過学費返還請求事件」です。9世帯12名の第1提訴が1975年8月に、16世帯23名による第2提訴が76年10月に行われています。

当時、高校進学率は全国で92%、大阪府下で94.5%に達していました。しかし、高校の私立と公立の授業料には大きな開きがありました。同和地区出身の子どもたちは、私立を受験することが比較的多く、高校への進学が義務化の状況に至っているにもかかわらず、高い学費の支払いを余儀なくされていたのです。

このような国家賠償という大きなしかも人権をまともに据えた訴訟に、強い魅力を感じる一方、自分の能力不足が問題ではありましたが、思い切って参加させていただきました。弁護団長は松本健男先生です。

原告は、大阪府に居住し、子どもを私立高校に通学させている保護者です。被告はもとより国です。この訴訟は、教育界はもとより受験生をかかえる家庭の強い共感を呼び、全国に大きな反響を与えました。

現在、高校の授業料は、一定の所得要件のもと支援金が給付される制度となり、多くの生徒が対象になっています。このことは、この私学訴訟の提起が少なからぬ要因となったことは否定できないと思います。また、この訴訟を発想した松本健男先生の慧眼に今さ

らながら敬服するところです。

ところで、長年の懸案であった部落差別解消を推進する法律が2016 (平成28) 年12月成立し、同月16日から早速施行されることになりました。

法律のポイントは、次のとおりです。

まず、法は、部落差別が現在もなお存在することをはっきりと示し、とりわけインターネットなど情報化が進行するなかで、部落差別が新しい状況下にあること、そのことをふまえて国や地方公共団体の責任を明らかにし、部落差別のない社会を実現することを、目的とするとうたっています。

次に、基本理念として、部落差別の解消に関する施策は、すべての人たちが等しく基本的な人権をもつかけがえのない個人として尊重されるものであること、この理念にのっとり、部落差別をなくす必要性に対する国民ひとりひとりの理解を深めるように努めることによって、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならないとしています。

国と地方公共団体の責任としては、国は、部落差別の解消の基本理念をふまえて、差別解消のための具体的施策を講ずるように必要な情報の提供、指導、助言などを行い、地方公共団体は国や他の自治体と連携をはかりながら、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとしています。

また、国は部落差別に関する相談に的確に応じるために、地方公共団体もその地域の実情に応じた相談体制をはかることとしています。教育や啓発については、国はもとより地方公共団体においても互いに連携をとりながら適切な役割分担をふまえて、その地域の実情に応じて部落差別解消のための教育、啓発を行うことを求めています。

そのほか、具体的施策を講ずるに当たっては、部落差別の実態に関する調査の必要性をあげ、国は地方公共団体の協力のもとに部落差別の実態の調査をすることを掲げています。この調査や教育・啓発に当たっては、各議院の附帯決議があります。とくに参議院では、教育及び啓発を実施するに当たっては、それによって新たな差別を生むことがないよう留意すること、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること、以上の点はとくに注目に値します。

部落差別を禁止する法律の制定は長年にわたる住民の願望でありました。法の制定が先か、施策が先かこれまで色々議論がされてきたところです。具体的で抜本的な施策の推進に当たっては、やはり法の制定は必要です。この部落差別解消推進法をふまえ、まずは、実態調査を実施すること、その結果を通し、改めて現状に見合った適切で抜本的な施策を検討する必要があると思います。

大賀正行 連続講座

開 催 中

8月から連続4回にわたって、研究所名誉理事である大賀正行さんのお話を伺う講座を部落解放同盟大阪府連合会と共催しています。現在まで第1回目「生い立ち編」、2回目「闘争・実践編」、3回目「研究・理論編」を実施、来る11月17日には第4回の「総括・提言編」の開催が予定されています。

1954年8月に日之出子ども会を結成した17歳から81歳の今日まで64年の間、部落解放同盟大阪府連合会書記長、部落解放同盟中央執行委員等を務め、研究所の前身である大阪部落解放研究所を立ち上げるなど、部落解放・人権運動一筋に走ってこられた大賀正行さんが、ぜひこれだけは言いたい、後生に伝えたいとの熱い思いをもって語ってくださっています。ご本人いわく「遺言」講座、とのこと。

毎回多くの方にご参加いただいているこの講座も残すところわずかとなっております。どんな提言をいただけるか、楽しみであり、緊張するところです。なお、この連続講座をふまえた、大賀さんを囲んで質疑応答・交流会を12月8日(土)15時半から開催する予定です。皆さんもぜひご参加ください。

REPORT

第1回・2回の講座に参加して

池上 真知子
(部落解放・人権研究所 元職員)

大賀さんは、ご自身の壮絶な生い立ちと、それが部落解放運動の指導者としての生き方を育んだ土壌であったことを率直に語られました。差別が引き裂いた両親の別離が招いた幼少時の不幸や生活環境の劣悪さ、それらが差別に起因することを自覚し解放運動に目覚めて行った必然性を理解することができました。それは私自身の人生とも重なり時折、胸が熱くなりました。

私の祖母も差別によって私の父を婚外子として育てることを余儀なくされました。私は祖父の顔を知りません。また私も貧困家庭で進学を諦めていた中学3年生の冬、担任の先生が父に「部落解放奨学金制度」の利用を熱心に勧めてください高校に進学することができました。それはまさに「人生の岐路」でした。高校生友の会を通じて解放運動と出会い、その後の人生を歩みましたが、もうひとつの人生を想像すると、おそらく生まれ育った「村」を離れ、それを隠すように生きていたでしょう。大賀さんが「生い立ち」を熱く語るの、常に自身をその原点に立ち返らせ差別撤廃への道を歩まれたからだだと思います。

報告 韓国における文解（識字）教育のいま

研究所からのメンバーとしてかかわっている、トヨタ財団国際助成プログラム「躍動するアジアにおける基礎教育保障のための共同探求ネットワークの構築」(2017年度～)の一環で、9月17日から19日の日程で訪韓し、関係者との意見交換や、文解（識字）教育関連の施設見学、集会への参加をおこないました。日本からは、よみかき教室ふくおかの学習者さん3名を含む19名が参加し、韓国側のメンバーとの交流を深めました。

施設見学では、韓国側のメンバーが運営するプルンオモニ学校とサムソン実業学校を訪問しました。韓国では改正平生教育（生涯学習）法のもと、基礎教育が制度化され、成人の学歴認定のプログラムが確立されています。2つの施設でも、学歴認定のレベルに応じたクラスにわかれ、一斉講義型の授業が教科書にもとづいて実施されていました。この教科書は成人の学習者を想定してつくられており、その編纂には実践現場の関係者もかかわっています。

文解教育の学習者の98%は女性ということでしたが、「女性であること」で学校教育を十分に受けることのできない時代が韓国にもあったことを思い知りました。他方で、韓国では、学校外（不登校・ドロップアウト）の子どもや多文化家族への

支援も課題となっていますが、それらはそれぞれ別途に制度化されています。

今回の訪問をとおして、私は、韓国の文解教育の熱気を感じました。文解教育にかかわるメンバーの多くが民主化運動を経験しており、その経験と理念にもとづいた教室運営をそれぞれにされています。「全国識字ひろば」という集会にも参加しましたが、韓国全土より多くの学習者がつどい、元気に歌い・踊ったり、切々と体験談を語る姿からは、それら教室運営の「思い」を実感することができました。

日韓の基礎教育保障の現場におけるこうした「思い」を交流しつつ、その制度のあり方について引き続き考えていきたいと思います。

(棚田洋平)



学習者の詩の作品 @プルンオモニ学校

報告 第1回「モニタリング団体ネットワーク会議」

「ネットと部落差別」研究会が主催して、第1回「モニタリング団体ネットワーク会議」を7月12日に、HRCビルで開催しました。インターネット上の部落差別事象等のモニタリング事業を既に実施していたり、導入を検討している自治体や団体などを対象に、そのネットワークづくりもひとつの目的として、各自治体のモニタリング事業の実践報告や関連する報告を企画しました。当日は、全国から55名の参加がありました。

第1部では、2つの自治体よりモニタリング事業の報告を受けました。まず、香川県人権・同和対策課から「香川県人権啓発推進会議」のモニタリング事業の報告が行われました。同会議は県と全17市町と民間団体でつくる団

体です。2003年から「インターネット差別事象監視班」を設置し、県が事務局となり5市町（毎年順番）が担当して週2回のモニタリングが実施されています。「2ちゃんねる」「爆サイ」などの掲示板を中心に監視し、県内の同和地区の地名や個人名などに関わる差別投稿などを発見したら削除要請されます。現在（2018年6月末）までに、1,506件の削除依頼を行い、710件が削除されたそうです（削除率47.1%）。

続いて、兵庫県の三田市人権推進課より、同市のモニタリング事業についての報告が行われました。三田市では、今年6月からモニタリングが実施されています。その初期費用は、約24万円（PC購入14万円、工事費2万円、通信費7.9万円/年間）です。本庁の通信セ

キュリティによりアクセス制限あったため、モニタリング専用のPCを設置してプロバイダ契約を行い、人権推進課の職員が順番で、週2回1時間程度のモニタリングを行っています。

第2部は、阿久澤麻理子さん（大阪市立大学教員）より「部落差別とネット—鳥取ループ事件を中心に」と題して、『全国部落調査』復刻版裁判へ提出した意見書の内容を中心に報告が行われました。意見書では『全国部落調査』データの拡散の問題点に焦点が当てられ、①「部落の地名」掲載・拡散の影響、②「地名の暴露」の歴史的・現代的意味（人と土地に対する部落差別の特徴）、③ネット（ソーシャルメディアの使用）の影響について、言及されています。また、若い年代ほど部落問題学習の経験が低く、近畿大学の学生調査（2015年）では、約4～5割が学習経験「なし」という状況である

ことが示されました。部落問題を知らない若者にとって、ネット上の「部落の地名」と差別情報が容易に結びつく危険性が指摘されました。同時に、学校での部落問題学習の重要性が強調されました。

「ネットと部落差別」研究会では、引き続き当会議の第2回を10月26日に開催しました。また、部落差別解消推進法の施行2年をむかえるにあたって、12月15日に「ネットと部落差別」研究会をHRCビルにて開催します。ネット対策の課題をふまえた政策提案や、モニタリング団体間の情報共有・ネットワーク化をねらいとした内容を企画しています。ぜひ、多くの方のご参加をお待ちしています！

川口 泰司（(一社)山口県人権啓発センター事務局長/「ネットと部落差別」研究会事務局）

西夏講座・高野山講座・企業啓発講座第1部

ご参加・ご協力ありがとうございました！

第43回部落解放・人権西日本夏期講座

6月28-29日にかけて鳥取県米子市で開催しました。2日間で延べ4,400名のご参加がありました。2つのオープニング演奏に8つの講演を実施、初日の講師だった弁護士南和行さん主演の映画『愛と法』、そして映画監督三上智恵さんの新作映画『沖縄スパイ戦史』の一場面も上映されました。月刊『ヒューマンライツ』2018年11月号に一部講演録を掲載しています。

第49回部落解放・人権夏期講座（高野山夏期講座）

8月22-24日にかけて和歌山県高野町の高野山大学で開催しました。今年は台風が接近し、開催が心配されましたが、何とか最後まで無事実施することができました。企業、行政、宗教、

教育、労組、運動体など、幅広い方面から1,300名を超える方々にご参加いただきました。年明けに解放出版社から『部落解放』の増刊号として報告書が発行されます。参加できなかった方はぜひお買い求めください。

第39回人権・同和问题企業啓発講座第1部

10月10日に大阪国際会議場にて開催しました。企業、社会福祉法人の方々を中心に約800名のご参加をいただきました。今回は、民主主義を脅かすフェイクニュース問題、結婚における部落差別問題、そして、「見た目」問題についての3つの講演を行いました。第2部は、11月20日に同じく大阪国際会議場にて、ハラスメント問題、LGBTの職場での課題、メンタルヘルス問題に関する講座を行います。

開催に関わっていただいた皆さま、参加者の皆さまにこの場を借りて感謝申し上げます。今後開催する講座もよろしく願いいたします。



はじめてづくしの高野山 雨のフィールドワーク

今年の1月からアルバイトとして研究所に勤めだし、夏に高野山で行われた夏期講座に参加しました。高野山の夏期講座のような大きな講座や大会に参加したことはありましたが、それは参加者という立場で、スタッフとして働いたことはありませんでした。フィールドワークも同じで、参加者が少人数といえど、私は忘れっぽいところや少し人見知りなところがあるので、頼れる研究所のメンバーが側にいない中で、仕事は緊張しました。

前日になると天候があやしい。台風が近づいてきて、フィールドワークはどうなるんだと焦りました。せっかく申し込んで楽しみにしてくれた参加者の方々や、準備していたスタッフのことを考えると、中止にしたくない。その思いで打ち合わせを重ねる内に、緊張よりも責任感の方が大きくなりました。後から思い返せば、何年もフィールドワークに同行しているスタッフに囲まれていましたから、どうにかなるといって甘えが、台風が近づくまではあったのかなと思います。

迎えた当日はやっぱり雨で、電車も止まる情報があり、欠席・早退される参加者も数人いました。それでもなんとかフィールドワークは決行できました。とても嬉しかったし、参加者の方には感謝の気持ちしかありませんでした。出発後は、参加者

の怪我やはぐれたり、フィールドワーク自体の中止などの大きなアクシデントは無いものの、台風の影響で急遽ルート変更したり、町から警報の大きなアナウンスが放送されたり、不安は続きました。台風の影響は強く、みなさん膝から下はずぶ濡れで、弘法大師が御入定されている奥の院では私たちが通った後、道が閉鎖されました。ぎりぎりの状況でなんとかできたフィールドワークだったと思います。それでも終わった後に、参加者の方が笑顔でバスを降りる姿や講師の方に感謝の言葉を伝える姿を見て、やり遂げることができて良かったと思いました。同行したスタッフにも褒めていただき、責任感と自信がつくきっかけになりました。

来年はきっと天候も違うので、新鮮な気持ちでまた緊張しながらやるんだろうなと思います。そう思うと、今から楽しみです。

(竹部 潮里)



雨の中、高野山壇上伽藍の根本大塔を見学する参加者一行

2018年度解放大学第113期・114期&東京講座が開講

2018年度の部落解放・人権大学講座（解放大学）は、8月30日（第113期）と9月4日（第114期）に開講しました。過去2年間は1期制で開講しましたが、今年度は2期制で開講し、プログラムの後半に2期合同で受講いただく形態で取り組んでおり、2期とも来年3月までの全24日間のプログラムとなっています。

今年も開講式のあと、「出会いのワークショップ」を行い、約半年にわたる講座で共に学ぶメンバーがグループワークに取り組みました。第6日目からの宿泊研修を皮切りに「部落問題・差別との出会い」を班単位で話し合う自己啓発学習にむけて、多様な意見を交わすワークや、今後、共に学んでいく上での班の「行動指針」を話し合いました。

自己啓発学習でお世話になります今年度の解放大学の新しい助言者お二人に、自己紹介のメッセージをいただきました。

たけだ まさる
武田 勝さん

(第31期部落解放大学講座修了。受講当時のご所属は積水ハウス㈱)

第113期の助言者を担当させていただくことになりました。初めて助言者をさせていただくことになり、緊張感と不安でいっぱいですが、27年前に人事部への異動と同時に解放大学で学ぶことになり、それ以降、社内外において人権問題に取り組んで参りました。この間の経験を活かしながら、皆様方と共に学ぶことを楽しみにしています。



ひしおか しょうじ
菱岡 省二さん (第2期部落解放大学講座修了)

昭和46(1971)年に大阪市の教育委員会に社会教育主事(補)として配属され、同和地区の子ども会低学年部事業の育成担当の時に、解放大学を第2期生として受講することになりました。定年退職後は、生涯学習施設の所長を昨年度まで務め、現在も大学の非常勤講師として、社会教育・生涯学習について教えています。

なお、第31回人権啓発東京講座も10月4日に開講しています。こちらは11月末までの2ヶ月間、全12日間のプログラムです。開会式のあとは基調講演として慶應義塾大学名誉教授で弁護士の小林節さんから「立憲主義と人権保障」をテーマにお話いただきました。解放大学・東京講座ともに単発で聴講可能な講座もあります。ご希望の方はウェブサイト等で開催要綱を確認いただき、お申し込みください。(川本 和弘)

第33回人権啓発研究集会のご案内

- 日時 2019年2月6日(水)、7日(木)
- 会場 朱鷺メッセ「展示ホール」(〒950-0078 新潟県新潟市中央万代島6-1)ほか新潟市内
- 参加費 6,000円(参加・資料代、税込)
- 主催 第33回人権啓発研究集会実行委員会
- お問い合わせ先
 - 【新潟県内の方】部落解放同盟新潟県連合会 TEL.025-288-5110/FAX.025-288-5112
 - 【新潟県外の方】(一社)部落解放・人権研究所 TEL.06-6581-8572/FAX.06-6581-8540
 - *詳細は部落解放・人権研究所ウェブサイト (<http://www.blhrri.org>) をご覧ください。

全体会 2月6日(水) 13:00~17:00 朱鷺メッセ「展示ホール」

オープニング 佐渡春駒舞踊

- 講演① 地元報告「新潟県の部落解放運動の歩みと課題」
長谷川 均 (部落解放同盟新潟県連合会執行委員長)
- 講演② 憲法の未来 木村草 太 (首都大学東京教授)

分科会 2月7日(木) 9:00~14:45

- I 会場:新潟県民会館 大ホール 定員:1,700名
『全国部落調査』復刻版裁判の経過と『部落差別解消推進法』具体化の課題
片岡 明幸 (部落解放同盟中央執行副委員長、部落解放同盟埼玉県連合会執行委員長)
- ネット上の差別の規制と被害者救済 佐藤 佳弘 (武蔵野大学名誉教授)
私と沖縄問題 阪口 彩子 (琉球新報社北部支社報道部記者)
- II 会場:新潟県民会館 小ホール 定員:300名
新潟水俣病公表53年、闘いの歩みと課題 高野 秀男 (新潟水俣病共闘会議幹事長)
福島原発避難者いじめの現状と課題 地元報告 (調整中)
ハンセン病問題と家族訴訟裁判の経過 徳田 靖之 (ハンセン病訴訟西日本弁護団代表)
- III 会場:新潟市音楽文化会館ホール 定員:500名
新潟市における障害者差別解消条例制定の経過、その現状と課題
コーディネーター: 青木 学 (新潟市議会議員)
パネラー: 遁所 直樹 (NPO法人アクセシブルにいがた理事長)
黒岩 海映 (弁護士)
長浜 達也 (新潟市障がい福祉課長)
上越市人権条例成立の経過と課題 石平 春彦 (元上越市議会議員)
新発田市の同和行政と隣保館の取り組み 新保 勇三 (新発田市隣保館館長)
- IV 会場:新潟テルサホール 定員:1,500名
LGBT課題と同性カップル・パートナーの法的保障: 国際的動向と日本
池田 宏 (同性パートナーシップ・ネット共同代表)
ヘイトスピーチ裁判判決と外国人差別解消への課題 上瀬 浩子 (京都弁護士会弁護士)
人権問題としてのセクシュアルハラスメント 谷口真由美 (大阪国際大学准教授)

フィールドワーク (定員各45名、11/20~12/20申込先着順 参加費別途5,000円)

①神林コース ②新潟水俣病コース

フィールドワーク申込先: 第33回人権啓発研究集会フィールドワーク係 (群馬トラベルセンター)
FAX.027-252-7116 TEL.027-252-7111

報告

大相撲の「女人禁制」を考えるシンポジウム 改めて浮かび上がった日本の女性差別 その解消にむけて

2018年春、大相撲の春巡業における対応をめぐって、大相撲の『女人禁制』問題が再起した。「伝統・文化」の名のもとに保持される「女人禁制」の問題について考えようという、大賀正行名誉理事の呼びかけで実行委員会が結成され、8月8日の夜にHRCビル5階ホールにて谷口真由美・大阪国際大学准教授のコーディネートのもと、シンポジウムを開催・約60名の参加があった。

問題のきっかけは舞鶴市の大相撲春巡業の土俵上で倒れた市長への救命措置をおこなった女性看護師に対して土俵から降りるように促す放送が流れたこと、同時期に宝塚市での巡業で開催市を代表して挨拶する市長が、女性であることを理由に土俵に上がることを日本相撲協会に拒否されたことだった。

シンポジウムでは最初に当事者である中川智子・宝塚市長から挨拶を巡っての文科省や協会との交渉の経過報告があった。協会は「神事であること」、「伝統文化を守りたい」、「男にとって神聖な戦いの場である」等を理由として「女性差別ではない」と主張するが、明らかに女性へ対する差別であり、そのことに差別する側が気づけることが大切だと訴えた。なお、このニュースが流れたとき、宝塚市には激励の電話ではなく非難する電話が鳴り続けたという。賛同する事象にはぜひ激励を送って欲しいというメッセージもあった。

続いて、佐々木基文・真言宗社会人権局長より高野山真言宗が女人禁制を解消した経緯が報告された。仏教以前から高野山はじめ日本の多くの山は霊山として女人禁制をとっていた。明治政府の近代化政策のもと、女人禁制がとかれた後も高野山は禁制を続けたが、徐々にそれもゆるみ、また日露戦争による男手不足もあり、開創1100年記念法会には女人禁制が完全に消滅した。女人禁制は真理ではない。宗教者として反省もふまえて現在の「女人禁制」「女性差別」解消に取り組まなければならないと訴えた。

最後に源淳子・世界人権問題研究センター嘱託研究員から女性差別撤廃条約の定義からも「女人禁制」は明らかな女性差別であるとの提起があった。しかし、多くの人の無関心や宗教の女性差別への寛容さのもと、「しきたり」を理由にした女性差別が許されている現状があること、それには当事者である女性自身が「差別されてあたりまえ」として許してしまわずに、取り組んでいくことが必要だと訴えた。

財務官僚によるセクシュアルハラスメントとそれに対する無責任な政治家たちの発言、東京医科大学の入試における女子学生の排除など、改めて日本の女性差別の現状が明らかになった今年、連携した取り組みが求められていることが確認された。

(今井 貴美江)

新人紹介

3月末で大阪同企連会員企業を退職し、ご縁があって、7月より啓発企画部でお世話になることとなりました倉澤弘と申します。前職の企業で人権担当をしていたこともあり、退職後も人権に関わりたいと思っていました。

いまだに要領を得ない研究所での職務対応ですが、日々積み重ねていく所存です。少しでもお役に立てるよう努めます。どうぞよろしくお願いいたします。



くらすわ ひろし
倉澤 弘



たけべ しおり
竹部 潮里

今年の初めから、研究所にお世話になっている竹部潮里と申します。

現在、京都の大学に通っていて、社会問題を中心に勉強しており、ジェンダー論を専攻しています。4年生になります。今はアルバイトとして勤めており、来年からもそのまま研究所にお世話になる予定です。仕事についても、人権についても勉強中なのでご迷惑かけることもあるかと思いますが、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

部落解放・人権研究所のウェブサイトをご覧になったことはありますか？最新の講座や出版物の案内、研究紹介、「台風による講座の延期」「来年度の大型集会の日程・開催地発表」のようなお知らせなども随時掲載しています。また、オンラインショップでは会費のお支払いや講座への参加申込み等も可能です。まだ見ていらっしゃらない方はぜひ一度ご覧ください。



研究所ウェブサイト ご覧になりました？

<http://www.blhrrri.org/>

研究所が事務局を担っている「解放大学同窓会」のウェブサイト、「差別禁止法研究会」のFacebook、「世界人権宣言大阪連絡会議」のウェブサイトおよびFacebookにもリンクしています。

「差別禁止法研究会」のFacebookでは様々な人権課題に関わる情報を、「世界人権宣言大阪連絡会議」では加盟団体のイベント情報を中心に発信しています。ぜひ「いいね！」を押してフォローしてください！



映画「愛と法」が教えてくれること

弁護士の南和行さんと吉田昌史さん夫妻(ふうふ)の物語を中心としたドキュメンタリー映画「愛と法」(原題: OF LOVE & LOW)が9月に公開されました。本作品の特徴、ひとつには、日本を外側からみつめる視点で描かれている点があげられると思います。10歳からオランダで暮らしていた監督の戸田ひかるさんが2012年に二人に出会い、その魅力に惹かれ、そこから住まいを日本に移して撮影が始まったそうです。カメラは数年にわたり二人の暮らしのなかに入り込んで、弁護士活動を見つめていきます。

登場人物はみんな日本語で話しますが本作は英語字幕付きです。そのせいか、私はスクリーンの英文を追いかけてながら何度となく「日本の文化を海外の人に伝えたら、このような場面で不思議がられるかな」と考えさせられました。撮影カメラマンも海外の方で、大阪の街がどことなく新鮮に映し出されます。見過ごしがちな「いつもの風景」を見直す機会にもなりました。

作品では、いくつかの訴訟に関するエピソードが出てきて、日本の法律や社会の特性について考えさせられます。法律が弱者を守ってくれていないことについて。そしてまた、日本の社会が多様性に対して寛容でないことを、それぞれの事例が訴えかけてきます。

本作は「なにが正解か」と答えを強く求めてくる作品ではありません。二人の弁護

士が奮闘する姿、だれもが生きやすい社会にしたいと思って裁判を闘っている人たちの姿が映し出され、それをどう受け止めるかは見る者に委ねられています。

そしてこの映画は、法律のシビアな現実だけを伝える作品ではありません。もうひとつのテーマ「愛」にも触れておきたいところです。同性婚を選んだ二人と、このカップルの家族、仲間たちの中にはたくさんの愛があって、その愛はときに歌になってメロディも奏でられます。なかでも、私が一番愛を感じたのは普段の生活シーンからです。ごはんとお味噌汁とおかずと、たわいない会話があるその空間のあたたかさ。そのかけがえのなさ。この、普通の暮らしの風景を丁寧に伝えてくれていることが、じつはこの映画のとても大きな魅力なのではないかなと思うのです。

(片木 真理子)

—く 作品情報 —

「愛と法」(2017年/日・英・仏/94分)

監督: 戸田ひかる

全国公開中(詳しくは公式HPまたは配給・東風までお問合せください)

自主上映会も募集中です



©Namorri Films

であい
つながり

集会ふれあい記 第10回 米子編



西日本夏期講座での講演から。ヒューマンライツ部の活動は映画『こんにちは、金泰九さん』にもなっています。

本当はヒューマンライツ部の活動はそれだけではありません。東日本大震災の支援と被災者交流、「核廃絶! ヒロシマ・中高生による署名キャンペーン」、地元御幸町のホロコースト記念館でのボランティアガイド、地元の保育園や障がい者施設等でのボランティア、各地での人権や平和に関する講座なども行っています。2018年度の部員は中1～高3まで25人。歴代の部員は手話も学んでいるそうです。

元々、部落解放研究部・障がい問題研究部・在日韓国・朝鮮人文化問題研究部の3つの活動が統合して、ヒューマンライツ部という名前に変え、現在の活動までに至っているとか。

講師依頼をした後の2017年秋、私が埼玉県東松山市にある「原爆の図丸木美術館」を訪ねたとき、ヒューマンライツ部が作成した折り鶴が展示されていました。外務省の被爆の実相を海外に伝えるプログラム、「ユース非核特使」でも多くの部員が活躍しています。気がつくとも様々な人権・平和構築に関わる場面で盈進中学高等学校ヒューマンライツ部の名前を見かけました。そのフィールドの広さに驚くばかりです。

感受性豊かな年頃にさまざまなマイノリティの人や社会的課題に出会うことがどれだけ部員たちに影響を与えているかは報告を聞いた方には理解していただけたでしょう。参加者アンケートには多くの方が、素晴らしい活動に胸を打たれた、励まされた、と書かれていました。講座参加者で、活動に共感した鳥取の中学校の先生が生徒を連れて訪問されたこともあったそうです。主催者としても嬉しい後日談でした。

さまざまなフィールドで現役生、OB/OGともにこれからも活躍してくれるでしょう。ヒューマンライツ部からますます目が離せません。

(K)

「ヒューマン」は人間。「ライツ」は権利。つまり「ヒューマンライツ」は人権。「人を大切にしよう」という意味。ヒューマンライツ部はボランティアと平和と人権に関する調査・研究を行うクラブ。活動テーマは「手と手から～中高生として地域や国際社会の平和と人権の環を広げるために貢献する～」。

広島県福山市の盈進^{えいしん}中学高等学校の「ヒューマンライツ部」の紹介文です。鳥取県米子市で開催した部落解放・人権西日本夏期講座でのヒューマンライツ部顧問の延和^{かづとし}先生とOGの高橋^{あい}和さんがハンセン病問題に対する取り組みを報告してくださいました。

参加者募集!! 2018.11～12 研究所カレンダー

- 11/3 AIAIフェスタ @波除小学校第2・3グラウンド
 11/17 大賀正行連続講座 第4回総括・提言編 @HRCビル4F研修室
 11/20 第39回人権・同和問題企業啓発講座 第2部 @大阪国際会議場
 11/13 第410回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5Fホール
 「求められる人種差別撤廃政策 — 国連審査で再確認」
 小森 恵さん(反差別国際運動事務局長代行)、李 嘉永さん(大阪歯科大学教員)
 12/5 世界人権宣言70周年記念大阪集会 @大阪市立阿倍野区民センター
 「世界人権宣言から70年:国際人権基準の進歩・成果・課題と日本」
 林 陽子さん(国連女性差別撤廃委員会委員、弁護士)
 シンポジウム「ジェンダーの視点から複合差別を語る」
 金 友子さん(立命館大学国際関係学部)、田中一歩さん(にじいろi-Ru)
 藤原久美子さん(自立生活センター神戸Beすけつと)
 12/8 大賀正行連続講座 質疑応答・交流会 @HRCビル4F研修室
 12/15 「ネットと部落差別」研究集会 @HRCビル5Fホール

調整中です!

日時・内容が決まり次第、ウェブサイトにもアップいたします。

- 公開研究会「社会保障程度研究会」
12月～3月にかけて3回の公開研究会を開催
- 第34回人権啓発研究集会(2019年度)

開催決定!

- 第44回部落解放・人権西日本夏期講座
日程:2019年6月26日(水)～27日(木)
開催地:香川県高松市
- 第50回部落解放・人権夏期講座
日程:2019年8月21日(水)～23日(金)
開催地:高野山大学

新刊案内

2018年度版発行されました! 「全国のあいつぐ差別事件 二〇一八年度版」

部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会 編・発行
 定価2,000円+税 181頁 ISBN 978-4-7592-1478-9

(株)解放出版社 TEL06-6581-8542 FAX06-6581-8552



事務局便り

今回は紙面の都合によって「研究所のリーエッセイ」をお休みしました。このエッセイ、いままで職員が「仕事と関わら

ないところでの人権エッセイ」をテーマで続けてきましたが、現在の職員ほぼ一巡し、ぼちぼち次の展開を考えています。担当者としては会員さんに書いていただくのも広がっていく感じがして良いかなと思っています。我こそはと思われる会員の方、ご連絡いただけると幸いです。

(IK)

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加して下さる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会員」 年会費 10,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回

「B 会員」 年会費 7,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

「学生会員」 年会費 3,500 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

また、研究活動を支えて下さる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』、『全国のあいつぐ差別事件』他



研究所通信 413号 2018年11月1日（奇数月1日発行）

発行所（一社）部落解放・人権研究所

編集発行人 奥田 均

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL（総務部）06-6581-8530

（調査・研究部）06-6581-8572

（啓発企画部）06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://blhri.org>

定価 100円（送料込：会員は会費に含む）

振替口座 大阪 00910-7-96112